

宇多津町集中改革プラン（行政改革実施計画）

青字で記載は、既に実施済み、または実施中のものです。

基本方針	実施項目	計画内容	実施時期	取り組みの内容・具体事例	
1. 人の改革					
(1) 意識改革の徹底					
① 住民の視点に立った発想と行動	・住民の声を聴くための懇談会、公聴会の実施	・重点的課題については職員の参加を求める。また、政策決定や課題別における重要事項については住民との意見交換を行う。	H17	平成17年度は地域別に住民懇談会を9回開催し、来場者は641名でした。 【協議題】・町の財政状況について・宇多津のまちづくりの取り組み・ごみの有料化・敬老祝金の改定・下水道料金改定等	
			H18	平成18年度は保健福祉課において、子育て懇談会を実施しました。幼児の保護者からは、乳幼児医療の現物給付化、放課後児童育成クラブの時間延長などの意見・要望があり、次年度から取り組みを決定しました。	
			H19	懇談会の実績なし。	
			H17	1Fフロアに住民意見箱を設置しているが、投書実績がないため、今後、有効活用されるための再検討を行います。	
			H19	意見が3件ありました。	
	・ボランティア活動や地域活動への積極的参加	・ボランティア活動等の情報を全職員に周知し、参加促進を図る。	H18	クリーン作戦、スイセン植付け、青色パトロールカー運行などに参加しています。	
			H19	昨年度同様参加しています。	
			H18	人事考課制度により各職員が業務の目標管理シートを作成し、事業目標を定めています。	
			H19	昨年度同様継続して実施しています。	
			H17	行政評価制度により、各課1事業を対象にモデル評価を行いました。	
② 経営意識、コスト意識の徹底	・各課の重点目標の設定、達成状況の評価の実施	・各課目標チャレンジ制度を実施する。	H18	各課2事業を行政評価制度を活用して評価を行い公表をしています。	
			H19	外部評価委員(14名)を委嘱し、9件の事務事業を評価してもらいました。	
	・行政評価制度の活用	・行政評価制度の構築を行い、試験的な運用を目指す。	H18	人事考課制度により各職員が業務の目標管理シートを作成し、事業目標を定めています。	
			H19	昨年度同様継続して実施しています。	
	③ プロ意識の醸成	・税務や福祉等、職務の特性に応じたスペシャリストの養成	・専門研修の受講を積極的に推進する。	H17	平成17年度は9名が受講しました。
				H18	平成18年度は11名が受講しました。
		・職務に直接役立つ研修の充実並びに目的意識をもった研修の受講	・市町村アカデミー、民間研修機関(日本経営協会)を活用し、職員研修について年間計画を策定する。	H19	平成19年度は、7名が受講しました。(建設課)
				H17	年間計画を策定し、職員の計画的な研修参加を促しています。
		・職務の専門性に応じた資格・免許取得の支援、取得者への積極的評価	・町が認めた資格免許取得者に対して、取得にかかる費用の一部を補助する。	H18	平成18年度の研修受講者数は63名です。
				H19	平成19年度の研修受講者数は、45名です。
H16~				町職員の自己啓発研修等に参加を促します。平成17年度は3名が受講しています。	
H18				平成18年度は1名が受講しています。	
④ 職員褒賞制度の活用	・優秀な提案や功績に対する表彰等の実施	・事務改善及び能率向上に関する提案、及び政策立案について募集する。評価審査委員を定め、その提案等を評価し、優秀な提案や功績があった職員に対して褒賞する。	H19	平成19年度は、受講者はありませんでした。	
			H16~	平成16年度に1名該当しています。	
			H17	平成17年度は街路樹等に関する里親制度の提案がありました。	
H19	平成19年度は、実績はありませんでした。				
(2) 人事制度の構築					
① 人事制度の整備	・理念・方針等の明確化 ・人事制度の趣旨や仕組み、役割等について積極的に周知し、実効性の高い制度運用に努める。	・人材育成基本方針を策定する中で明確化する。 ・地方公務員制度改革に合わせた人事制度の導入を目指して、人事評価制度の構築、講師による研修会及び評定者訓練を実施する。	H16	平成16年度「宇多津町職員人材育成基本方針」を策定しました。	
			H17	研修会を平成17年度は2回開催しました	
			H18	平成18年度は1回開催しました。	
② 人材育成・能力開発型の人事評価の推進	・公正で納得性の高い人事評価制度の整備 ・目標管理制度の本格導入 ・成績不良者等に対する厳正な人事管理	・人事評価制度の導入に併せて実施する。 ・人事評価制度の導入に併せて実施する。 ・平成18年度に予定されている地方公務員法改正に併せて厳正な人事管理の導入及び人事行政の運営状況の公表制度の創設をする。	H19	平成19年度も引き続き同制度を継続実施しています。	
			H18~	平成17年度に導入した人事評価制度の運用により実施しています。	
			H18~	平成17年度に導入した人事評価制度の運用により実施しています。	
③ 意識改革と能力開発を支える研修の充実	・各階層に求められる能力や行動を前提にした階層別研修の充実	・香川県自治研修所における階層別研修を昇任後、2年以内に受講させる。	H18~	人事行政の運営状況の公表制度については、ホームページで公表しています。	
			H16~	対象職員は昇任後、速やかに受講しています。	
	・政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上を図るための政策形成研修の充実	・年間計画に基づいた研修受講を実施する。 ・自主研究グループを支援する。	H16~	年間計画を策定し、職員の計画的な研修参加を促しています。	
			H17	平成17年度自主研究グループに対する支援を予算化しています。	
	・県ほか他団体との人事交流を推進する。		H18	平成18年度に職員のまちづくり研究会を立ち上げました。 来まいうたづ研究会を立ち上げました。	
			H16~	現在、香川県と人事交流を2名実施中です。 平成18~19年度に1名(都市計画課)実施しています。	
H19	平成19~20年度に1名(にぎわい創出課)実施しています。				

④ 公務員としての基本的な心構えや公務員倫理の徹底のための研修を充実・強化	・各部署に研修指導者の配置を通して、職場内での研修の充実	・研修受講意欲の醸成を図る。	H16～	所属長により実施しています。
		・課長補佐級を職場研修推進員とする。	H16～	課長補佐級が職場研修推進員となり、研修について指導的役割を担うことになっていますが、一方的な周知にとどまっているようなので、なお指導の徹底を図ります。
(3) 新たな給与制度の確立と給与の適正化				
① 能力・実績主義の導入	・職員一人ひとりの能力・職責・業績を適切に反映できるよう、新たな給与制度の導入を検討	・今後予想される公務員制度改革大綱に基づく地方公務員法改正に合わせ、新たな人事評価制度により、能力給、職責給、業績給を導入する。	H17～	平成17年度は試行であり、平成18年度より本格導入しました。
② 給与の適正化	・給与の適正化及び総人件費の抑制のため、昇給・昇格基準の見直しについて検討 ・退職手当の官民格差に基づく国、県の支給割合の引下げ内容を踏まえ、退職手当金の適正化を検討	・級別職務分類表に応じた昇給昇格基準の見直しを行う。	H18～	平成18年度から実施しました。
		・退職予定者への特別昇給を廃止する。	H16	平成16年度退職者より廃止しました。
		・高齢職員の昇給幅の抑制を図る。	H18～	平成18年度から実施(55歳から昇給幅1/2)しました。

基本方針	実施項目	計画内容	実施時期	取り組みの内容・具体事例
2. 組織の改革				
(1) 行政組織の見直し				
① 執行体制の見直し	・重要施策を重点的・効率的に展開する組織体制の構築	・プロジェクトチームの編成により重点的・効率的な事務事業を実施する。	H16～	まちづくり交付金制度の活用による道路整備等の検討のため、政策調整室・建設課・産業振興課・総務課により推進チームを設置し、平成17年度以降も継続して実施しています。
			H16～	給食センター整備について、教育委員会・政策調整室・保健福祉課・建設課・総務課により検討会を設置し、平成17年度も継続実施しました。
			H17	各課との協議・検討の結果及び事前調査の結果を踏まえ、PFI事業を活用することとなり、PFI事業者を決定しました。
			H18	平成19年4月1日よりPFI事業者による運用に決定しました。
			H18～	行政評価制度構築・導入のため、各課代表により行政評価推進委員会を設置し、平成18年度も継続実施しました。
			H19～	行政評価推進委員会を開催し、事務事業の評価を行い革本部了承のもと公表しました。 公立保育所の民営化を引き続き検討中です。産業資料館について、指定管理者制度で運用検討中です。
(2) 定員管理の適正化				
① スリムな執行体制づくり	・スリムな執行体制	・アウトソーシングの導入を検討する。 ・人材派遣会社等の人材を活用する。 ・任期付職員、任期付短時間勤務職員等の活用を検討する。	H18～	アウトソーシングの可、不可について取捨選択することを目的に検討しました。また、新たな取り組みとして、各課とのヒアリングによりアウトソーシング可の事業を選択し、検討中です。(水道事業:上水道休開始業務等)
			H18～	新たな取り組みとして、目的に応じた人材を取り入れています。産業振興課(イベントプランナー)政策調整室(地域活性化策)教育委員会(学校教育の充実)他にも総務課・保健福祉課・税務課・住民生活課等において臨時職員を活用しています。
			H19	昨年同様、引き続き費用対効果を考慮し継続します。
			H17	検討しましたが、職責と対価を比較検討するとメリットが少ないため、現段階では活用しません。
(3) 組織体質の改善				
① 議論する土壌づくり	・課長会議等、庁内の会議の活性化	・審議事項について、積極的に課長会に諮る。	H16～	平成18年度の主な協議事項 ・グリーン作戦・歩天等イベント・ボランティア・個人情報保護・国民保護計画・濁水対策・危機管理・人事考課・行政改革・ホームページリニューアル等 各課の推進事業について、今後とも課長会に諮り、職員全員に周知徹底を図っていきます。
			H19	同上の記載のとおり、実施しています。
	・町長と職員の意見交換会等の実施	・町長との意見交換を継続する。	H16	課単位で意見交換会を実施しました。町長の自治体運営方針等と各課の課題を基に町長との懇談会を実施しました。
			・職員の政策研究・研修の実施、自主研究グループの制度化と支援の拡充	・研修支援について、制度化する。
H18～	職員のまちづくり研究会を立ち上げ、まちづくりの課題について検討しています			

② 提案を保障するシステムの整備	・職員の政策研究・研修の実施、自主研究グループ等からの町長へのプレゼンテーションの実施	・研修支援について、制度化する。また、町長へのプレゼンテーションを行う。	H17～	平成17年度から研修支援を実施しています。
	・業務改善のための提案制度の活用	・提案制度の実施並びに評価と公表を行う。	H16～	平成16年度に1件提案(職員の意志向上に関する5カ条)があり、実施中です。
③ 権限と責任の委譲	・町長から課長への権限と責任の委譲	・事務決裁の細分化を検討する。	H18～	事務決裁を迅速かつ簡素化することを検討しています。
	・現場に近い職員への実質的な事務執行の委任	・事務決裁の細分化を検討する。	H18～	事務決裁を迅速かつ簡素化することを検討しています。
(4) 危機管理体制の徹底				
① 迅速な情報収集・報告と対応ができる体制づくり	・迅速な情報収集・報告と対応ができる体制づくり	・危機管理マニュアルを作成(行政全般・災害編の2種類)する。	H17～	災害編職員初動マニュアルを平成17年度作成しました。行政編マニュアルについては、平成18年度以降に行政各分野ごとに作成することを検討します。
		・責任者の所在を明確にする。	H16	連絡体制を整備しました。

基本方針	実施項目	計画内容	実施時期	取り組みの内容・具体事例
3. 事務事業の改革				
(1) 事務事業の見直し				
① 評価制度の活用	・行政評価制度を導入し、徹底した事務事業の廃止・見直しを行うとともに、住民ニーズの多様化等に的確に対応するため、成果重視の視点に立って評価することなどにより、必要な施策への転換や新たな施策展開を図る。また、町が実施している施策・事業の目的や内容、評価を公表することにより、住民に対する説明責任を果たす。	・行政評価制度を導入する。	H18～	行政評価制度を本格導入し、公表を行っています。
		・行政評価制度について職員説明会を開催する。	H19	行政評価外部評価委員会を新たに設置し、9件の事務事業を評価していただきました。
		・一部運用を開始し評価を行う。	H16～19	各課代表による行政評価推進委員会を設け、課員の周知徹底を図っています。
		・評価をホームページにて公表する。	H17	各課1事業を対象にモデル評価を実施しました。
			H18	各課2事業の事業評価を行い、公表しました。
			H19～	職員各自事業評価を行い、各課2事業の公表を行いました。
		H18	平成18年度に実施した評価の結果について、町広報誌への掲載と併せて、町ホームページにおいて公表しています。	
H19～	毎年、評価終了後ホームページ等で事業評価結果を公表していきます。			
H18	主要事業等について本格運用し、平成19年度予算編成へ反映させます。各課主要事業の事業評価を行いました。予算への反映については事業の進捗により単年度予算で対応するのは難しいため、中期財政計画に反映させていきます。			
(2) 事務事業の実施方法の見直し				
① アウトソーシングの推進	・住民ニーズに機動的かつ効率的に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営体制の構築を図るため、民間企業の持つ高度な専門性を活用できるアウトソーシングを積極的に推進する。また、公共施設の整備にあたっては、PFIの積極的な導入を図る。	・業務委託できるものとできないものを把握する。	H16～18	業務委託の可能性の調査をベンチマークによる研修の一環として実施し、その結果について取りまとめました。
		・公共施設等の管理にあたっては、指定管理者制度の導入などを検討する。	H18～	各課の事業においてアウトソーシングへ移行できる事業を選定し検討を重ねています。(水道事業・上水道休開始業務)
		・学校給食センターPFI事業市場調査を行う。	H16～18	産業資料館のリニューアルを国庫事業を活用して実施するため、平成18年度に活用計画を策定しましたので、次年度に指定管理者制度などの導入について検討をしていきます。
		・学校給食センター整備についてPFIを導入する。	H17	プロポーザル方式で提案内容の審査を行うために学識経験者を含む5名の審査委員会を設け、提案審査を行い優先交渉権者が決定しました。
		・公立保育所の民営化を検討する。	H17	PFIによる学校給食センター整備について、事業者と契約を締結しました。
			H19～	平成18年4月よりPFI事業者による学校給食センター運営を開始し、翌年度から調理を開始しました。
H18～	関係職員による保育所民営化等検討委員会を設け、公立保育所の民営化等について協議検討を行いました。			
H19	次年度に保育関係者及び有識者等による検討委員会を設け保育所民営化等について引き続き検討をします。			
② 行政の情報化の推進	・効率的な事務事業の推進を図るため、インターネットや電子メール等の情報通信技術のより一層の活用を図る。	・各フロアーにインターネット接続パソコンを設置する。	H16	全フロアー完了しました。
		・LGWANネットワーク化を図る。	H16	ネットワークが整備され、国・県と直接情報の送受信が可能となっています。
		・電子申請を開始する。	H16～	現在、7項目について電子申請が可能であり、現状維持に努めます。 (給与所得者異動届・法人開設届・法人異動届・償却資産申請・水道使用開始届・水道使用者変更届・水道使用中止届)

③ 庶務事務の効率的執行	・庶務事務について、情報システムの連携・再構築による集中処理化等について検討し、より経済的・効率的な事務執行を図る。	・回覧等文書について電子メールの活用により一層のペーパーレス化を図る。	H16	庁舎内における回覧等のメール送受信は一般化されており、ペーパーレス化を図っています。
		・庶務事務の集中化についての可能性を検討する。	H16	検討の結果、現状で継続することとなりました。
(3) サービスの改善				
① 窓口サービスの向上	・窓口の対応は、住民の町政への信頼を高める大きな要素であることから、接遇研修等により応接マナーのより一層の向上を図る。	・接遇に関し、職場内研修を行う。	H18	接遇等について職員研修会を実施しました。
② 公共施設の活性化	・公共施設の効率的な管理・運営を行いながら利用促進を図るため、利用日・時間の見直し、利用手続きの改善、利用制限の緩和を行うこと等により、公共施設の活性化に取り組む。	・関係者により、公共施設利用活性化に向けての協議を行う。	H16	利用時間の細分化(1時間単位で利用できる)や使用料の改定を行いました。
		・住民の意見を反映させる。	H18	利用者の意識改革がなされ、適切な施設利用が図られるようになった。
			H16~	今後とも意見があれば対応することといたします。
③ 電子行政の推進	・住民の利便性の向上を図るため、インターネット等のITを活用した行政運営を行う。	・電子申請を開始する。	H18~	アンケート調査なども検討していきます。
			H16~	現在、7項目について電子申請が可能であり、現状維持に努めます。 (給与所得者異動届・法人開設届・法人異動届・償却資産申請・水道使用開始届・水道使用者変更届・水道使用中止届) また、ホームページの更新等も即時性をもって行っていきます。
			H19	電子申請は、時期尚早と判断しました。
④ 申請書等の簡素化	・住民サービスの向上、住民負担の軽減等の観点から、申請書類の簡素化を推進する。	・申請書類の点検を行う。	H16~	各種申請書類について、随時点検を行っています。
⑤ 事務処理期間の短縮	・事務処理方法を見直したり、事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮を図る。	・事務処理方法を見直し、事務処理の簡素化に一層積極的に取組む。	H16~	事務決裁を迅速かつ簡素化することについて、随時点検を行っています。

基本方針	実施項目	計画内容	実施時期	取り組みの内容・具体事例
4. 町政運営の改革				
(1) 町政運営方法の改革				
① 達成すべき明確な目標を定め、その実現に向けて施策を展開していく目標指向型の町政運営を確立する	・行政評価制度の構築	・行政評価制度を導入する。	H16~	平成18年度より行政評価制度を本格導入しています。
		・行政評価制度について職員説明会を実施する。	H16~18	平成16年11月、平成17年2月、平成18年8月に行政評価研修会を開催しました。更に職員主体の行政評価推進委員会を設け、課員の周知徹底を図っています。
		・一部運用開始し評価を行う。	H17	各課1事業を対象にモデル評価を実施しました。
			H18	各課2事業の事業評価を行い公表を行いました。
			H19	職員各自事業評価を行い、各課2事業の公表を行いました。
	・評価をホームページにて公表する。	H17	平成18年度に実施したモデル評価の結果について、町広報誌への掲載と併せて、町ホームページにおいて公表しました。 今後とも継続して、ホームページ等で事業評価結果を公表していきます。	
	・町が策定した各種計画の進行管理の徹底	・平成18年度より、本格的に運用する。	H18~	各課主要事業の事業評価を行いました。予算への反映については事業の進捗により単年度予算で対応するのは難しいため、中期財政計画に反映させていきます。
		・長期振興計画(平成16年度~25年度)などの進捗状況を公表する。	H18~	行政評価制度との関連があり、時期を併せて公表します。計画策定後、概ね3か年経過時点での進捗状況を公表します。
(2) 住民との関係				
① 住民への積極的な情報公開と情報提供	・タイムリーでわかりやすく、住民の視点に立った広報の充実	・タイムリーでわかりやすく、住民の視点に立った広報の充実を図る。	H16	予算執行状況の公表について、わかりやすく表現するなど、掲載内容の変更を行っています。
			H17	数値の羅列にとどまる事なく、グラフ等を用いながら事業内容などを紹介し、わかりやすく表現するよう努めています。
		・掲載内容の調査を実施する。	H18~	掲載内容の充実を図るため、外部からの意見を聞くとともに、次年度以降におけるアウトソーシングの可否について調査を行います。
	・各種広報媒体の積極的・効果的な活用	・各種の広報媒体(ホームページ、有線テレビ等)の積極的・効果的な活用を図る。	H16~	必要に応じ、KBN(香川テレビ放送網)、記者クラブへ積極的に情報を提供し幅広い広報に努めています。
② 透明で公正な事業・予算執行	・予算執行状況に関する住民への情報提供	・広報等で予算執行状況に関する情報を住民にわかりやすく表示する。	H16~	平成16年6月号・12月号、平成17年6月号・12月号、平成18年6月号・12月号、平成19年6月号・12月号の町広報誌において公表しました。

	・入札・契約手続きの透明性・競争性等の一層の確保・向上	・入札・契約手続きの透明性・競争性等の一層の確保・向上を図る。	H16～ H17	「宇多津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公開に関する要綱」に基づく、入札から契約に至る一連の書類を公表しています。 平成17年度から建設工事等については、要綱に基づき入札執行の事前事務としての業者選定に関する内容から契約に至る一連の書類を公表することによって、入札関係事務の透明性が図られ、かつ業者間の競争が促進されている。
		・契約審査会においてランク付け運用基準の検討を行う。	H16～ H17	工事発注における業者の選定について、ランク分けによる運用を実施しています。 工事の種類に応じて、業者の選定について経営規模等評価結果による総合評価値のランク付けを実施しています。
③ 町政への住民参加の促進	・町政への住民参加をさらに進めるため、懇談会や公聴会等で広く住民からの意見・提言を取り入れるとともに、住民と行政の意見交換により施策を実現していく。	・町民との懇談会を開催する。	H16～ H18	平成17年度地域別に住民懇談会を9回開催しました。 子育て懇談会を実施しました。
		・各種検討会への委員を一般公募する。	H16～	まちづくり委員会など基本的に一般公募で募集しています。 平成17年度宇多津町既成市街地等整備検討委員会・平成18年度宇多津「みち」づくり委員会を設けるにあたり広報誌により委員募集を行いました。
		・ホームページ等で住民からの意見に対する回答を公表する。	H16～	懇談会における住民意見やその回答など可能な範囲で公表を行います。
		・行政改革の進捗に住民参加を図ることを検討する。	H17～ H18	行革実施計画をホームページなどで公表する中で、住民からの意見を募り、計画への反映を検討します。 行革実施計画については「集中改革プラン」として公表しました。
④ 住民との協働	・NPO・ボランティアの総合的な人材育成システムの構築	・社会福祉協議会との連携のもと、町内組織の把握並びに情報の提供に努める。	H16～	現在、町内で活動している25団体546名で構成する宇多津町ボランティア連絡協議会で、美化活動はじめ様々な分野において活動をしています。
	・新たな地域コミュニティの構築	・社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア組織の育成と活用を検討する。	H16～	宇多津まちづくりシンポジウム2005共催、「まちづくり2005」への事業支援などを行っています。
		・住民主導によるまちづくり組織を支援する。	H18	住民主体の「宇多津まちづくり委員会」を設け、各分科会における調査・検討事項等を報告する場として宇多津まちづくりシンポジウムを開催しました。
基本方針	実施項目	計画内容	実施時期	取り組みの内容・具体事例

5. 財政構造の改革

(1) 予算編成の改革				
① 目標設定・目標によるマネジメント	・行政評価制度を活用し予算編成時における事業の目標の設定と公表	・各課1事業を対象に予算編成時に事業の目標を設定し、公表する。	H17～	平成18年度から行政評価制度を本格導入し公表を行っています。
	・決算時における目標の達成状況の公表	・主要事業を対象を拡大する。	H18～	主要事業を対象とし、徐々に拡大します。
		・目標設定をした事業について、目標達成状況を公表するとともに順次対象事業を拡大していく。	H18～	平成18年度に準備し、平成19年度から実施します。
② 施策選択の徹底	・現場実態、外部意見の把握の徹底	・所管課において現場の実態を把握し、施策を一層選択集中する。	H16～	平成17年度当初予算にて実施しました。
	・行政評価制度を活用し成果の検証と翌年度の施策への反映	・行政評価制度を活用し、その成果を検証する中で、翌年度予算に反映する。	H18～	中期財政に反映させ、翌年度当初予算案にも反映させるべく努めます。
③ 各課の自主性の尊重	・各課への予算配分を行う中で、予算枠内での各課の自主性を尊重した予算査定の実施	・各課へ経常経費の配分を行い、予算枠内での各課の自主性を尊重する。	H17～	平成17年度から毎年度当初予算にて実施しています。
(2) 財政運営の改革				
① 歳入の確保	・町税を滞納している者に対し、徴収係を中心に不動産、債権の差し押さえ等、一層の徴収確保策に取り組む。	・徴収吏員の能力向上を目的に徴収事務研修を充実し、悪質滞納者に対しては毅然とした態度で滞納者に臨んでいく。	H16～ H18～	税務職員と各課長による個別徴収を実施しています。 (H16.5.10～5.14、H17.5.9～5.19、H.18.5.15～5.25) H19:5月に実施しました。 徴収事務研修を2回(H16.6.30、H16.10.29)実施しました。 休日・夜間窓口業務を10日間実施しました。 H19:4月、6月～7月中に計10回実施しました。
		・使用料、手数料の滞納者に対して、使用の差し止めや債務者への催告・訪問徴収を強化して実行ある徴収を確保する。	・不平等が生じないよう、催告・訪問徴収を強化するとともに使用差し止めなどの強い態度で滞納者に臨んでいく。	H16～
	・町の自主自立のための住民自治意識の高揚に資するとともに受益者負担の適正化、公平性を図ることを目的として使用料、手数料について見直しを行う。	・受益者負担の観点から施設使用料の徴収について見直しを行う。	H16～	平成15年9月から、施設使用料の徴収について見直しました。 H16.7.1より公的施設の使用料徴収を実施しました。
		・下水道使用料の見直しを行う。	H16～	下水道料金を見直した結果、2段階で値上げを実施します。 (1回目15%:H17.8.1実施済み、2回目10%:H18.4.1)

		・ごみ収集手数料を新設する。	H16～	平成17年9月からごみ袋を町指定とし有料化(大45円、中30円、小20円)しました。平成18年1月からは、粗大ごみについても大きさにより500～2000円の手数料を徴収しています。
	・町政への町民参加の促進と資金調達多様性を図るため、事業・目的を明確にした住民参加型ミニ市場公募債の発行に向けて議論を深める。	・住民参加型のミニ公募債の研究をする。	H17	住民参加型のミニ公募債を研究しましたが、短期間での満期一括償還を行わなければならないという課題があり、現段階では導入しません。
② 歳出の見直し	・普通建設費については、行政評価制度を活用し事業の選択と重点化を進め、事業目的を達成したものは、事業の休止又は廃止をする。	・普通建設費については、行政評価制度を活用し、事業の休止・廃止・継続等を明確にする。	H18～	中期財政に反映させ、翌年度当初予算案にも反映させるべく努めます。
	・扶助費については、制度の目的、サービスの提供実績、適正な負担のあり方などを踏まえ、施策の見直しを図る。	・扶助費については、扶助費の目的、効果、必要性などを明確にする。	H17	平成17年度 敬老年金を敬老祝金に変更し、金額を削減しました。 平成17年度 乳酸菌飲料水給付事業を廃止し、友愛訪問活動の活発化に取り組んでいます。
			H18～	一部負担金の導入や受益のバランスの適正化を検討しています。
	・補助金については、補助基準を明確にしてい中で、補助金の削減を図る。	・“自分の町は自らが背負う”という認識を高め、住民の自覚意識の高揚を目的として、団体補助金の見直しを図る。	H16 H17	平成16年度 50万円以上の団体補助金について10%カットしました。 平成17年度 50万円未満の団体補助金について10%カットしました。
③ 財政分析等の推進	・地方財政状況調の財政指標等の活用による財政分析を行い、公表するとともに財政の健全化に活用する。	・決算統計等を活用し、財政分析を行い、公表するとともに財政の健全化に努める。	H17～	市町村財政比較分析表(平成16年度決算)を県ホームページに掲載しました。 市町村財政比較分析表(平成17年度決算)を県ホームページに掲載しました。 市町村財政比較分析表(平成18年度決算)を県ホームページに掲載しました。
		・財政の健全化のため、経常収支比率80%以内を目指す。 ・実質公債比率18%以内を目指す。	H16～	各年度の実績は、次のとおりです。平成16年度83.9%、平成17年度85.8%、平成18年度85.1% 実質公債比率平成17年度15.7%、平成18年度13.7%